

(案)

資料 2 - 2

区域計画の変更の認定申請書

令和 3 年 6 月 7 日

内閣総理大臣 殿

関西圏国家戦略特別区域会議

令和 2 年 12 月 21 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」に、「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画

令和 3 年 6 月 7 日
関西圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(22) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入りに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第 16 条の 6 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)

以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

① 京都府全域【令和 3 年中に実施】

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業(創業人材の受入りに係る出入国管理及び難民認定法の特例)を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新から最大 1 年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、京都府が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、京都府内における外国人による創業活動を促進する。

① 京都府全域【令和 3 年中に実施】

新旧対照表

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1) ~ (21) 略</p> <p><u>(22) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業</u></p> <p><u>内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例</u></p> <p><u>(国家戦略特別区域法第16条の6に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)</u></p> <p><u>以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。</u></p> <p><u>① 京都府全域【令和3年中に実施】</u></p> <p><u>内容：創業人材の事業所確保に係る特例</u></p> <p><u>国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、京都府が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、京都府内における外国人による創業活動を促進する。</u></p>	<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1) ~ (21) 略</p>

① 京都府全域【令和3年中に実施】